

公 告

制限付一般競争入札を実施するので、香南市建設工事等に係る一般競争入札実施要綱第6条及び香南市財務規則（平成18年規則第43号）第87条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年4月22日

香南市長 濱田 豪太

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 番 号 上水第08018号
- (2) 工 事 名 香南市内水道量水器取替工事（その1）
- (3) 工 事 場 所 香南市野市町
- (4) 工 事 概 要 水道量水器取替
φ13mm 667個
φ20mm 508個
φ25mm 25個
φ30mm 5個
φ40mm 2個
φ50mm 2個
合計 1209個
- (5) 予 定 工 期 令和8年5月22日～令和9年1月16日（240日）
ただし、「10 金入り設計書の閲覧及び疑義の申立」により金入り設計書の
閲覧申請があった場合は、予定工期が変更となる。
- (6) 予 定 価 格 事後公表
- (7) 最低制限価格 予定価格の10分の7.5から10分の9.2の額の範囲で設定する。（事後公表）
- (8) 審 査 方 式 入札参加資格の審査は、開札後に入札保留を行い、落札候補者に必要な追加書類の提出を求め、当該落札候補者についてのみ行う事後審査方式とする。
- (9) 入 札 種 別 電子入札
- (10) 契 約 種 別 電子契約
- (11) そ の 他 「香南市建設工事の予定価格に係る積算疑義申立手続に関する要綱」適用

2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、次の要件を満たす者であること。

- (1) この公告の日現在、令和8年度香南市建設工事競争入札参加資格有資格者名簿に登載されている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 公告の日から開札の日までの間に、香南市指名停止措置要綱（令和6年香南市告示第86号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者。
- (4) 香南市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年香南市規則第2号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
ただし、会社更生法の規定に基づく更正開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生

手続開始の申立てがなされた者であっても、手続開始の決定後に入札参加資格の再審査を受けた者については、この限りではない。

- (6) 香南市内に主たる営業所を置く者で、水道施設工事のランクがA又はBに格付けされている者。
ただし、野市・吉川地区の緊急水道当番届出者に限る。
- (7) 次の要件を満たす者を、当該工事の主任技術者として配置できること。
- ア 入札参加資格確認申請の日以前に申請者に採用されている者。
ただし、税込みの請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上となる場合は、当該技術者は現場専任となるため、申請者との雇用関係が入札参加資格確認申請の日以前3ヶ月以上ある者であること。
- イ 水道施設工事の主任技術者となり得る国家資格等を有する者。
- (8) この入札に参加しようとする他の入札参加者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

3 入札参加資格確認申請の方法等

当該工事の入札に参加しようとする者は、次の受付期間内に入札参加資格確認申請を行わなければならない。

- (1) 受付期間 この公告の日から 令和8年4月30日（木）まで
但し、電子入札システム運用時間内（閉庁日を除く日の8時00分から22時00分まで）とする。
- (2) 申請方法 電子入札システムの「競争参加資格確認申請書提出」画面から送信すること。

4 入札参加資格の喪失

申請受付後、2の入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該工事の入札に参加することができない。

5 設計図書の閲覧

設計図書は、この公告の日から開札の日まで香南市ウェブサイトに掲載する方法により閲覧に供する。

6 質疑書の受付及び回答

- (1) 受付期間 この公告の日から 令和8年4月30日（木） 17時00分まで
- (2) 受付方法 契約管財課で電子メールにより受け付ける。
様式は任意とし、メール本文に記載する方法でも可とする。
メールアドレス bid@city.kochi-konan.lg.jp
- (3) 回答方法 香南市ウェブサイトに掲載する。
- (4) 回答期限 令和8年5月1日（金）17時00分
回答の内容についてさらに質疑が生じた場合は、令和8年5月7日（木）の12時00分まで再質疑を受け付ける。

7 入札の期間及び方法

- (1) 入札期間 令和8年5月11日（月）から令和8年5月13日（水）まで
ただし、電子入札システム運用時間内（閉庁日を除く日の8時00分から22時00分まで）とする。
- (2) 入札方法 入札期間内に電子入札システムにより、入札金額及び3桁のくじ入力番号を登録する方法で行い、登録時には、当該入札金額で作成した工事費内訳書の電子ファイルを添付すること。

8 開札の日時及び場所

- (1) 開札日時 令和8年5月14日(木) 9時10分
- (2) 開札場所 香南市役所本庁舎4階契約管財課

9 再度入札の日時及び方法

初度入札で、落札となるべき入札がない場合であって、再度入札に参加できる者がある時は、再度入札を2回まで行う。

再度入札の受付期限は、開札日当日の15時00分(1回目)及び17時00分(2回目)とし、各受付期限後、直ちに開札を行う。

再度入札の登録時には、工事費内訳書の添付は要しない。

10 金入り設計書の閲覧及び疑義の申立

- (1) 閲覧申請期間 令和8年5月14日(木) 13時00分から
令和8年5月15日(金) 16時00分まで(土日祝除く)
ただし、再度入札となった場合は、落札候補者の決定をもって閲覧申請期間を開始する。
- (2) 閲覧場所 香南市役所本庁舎4階 契約管財課 入札契約係
事前に契約管財課(0887-50-3029)に連絡し、日程調整すること。
- (3) 閲覧の申請方法 金入り設計書閲覧申請書(様式第1号)に必要事項を記載の上、契約管財課に直接持参する方法又は電子メールに添付し送信する方法とする。
- (4) 疑義の申立期間 令和8年5月14日(木) 13時00分から
令和8年5月19日(火) 13時00分まで(土日祝除く)
ただし、閲覧申請期間内に閲覧申請がない場合は、同期間の終了をもって疑義の申立期間を終了とする。
- (5) 疑義の申立方法 積算疑義申立書(様式第2号)に必要事項を記載の上、契約管財課に直接持参する方法又は電子メールに添付し送信する方法とする。
疑義の内容について、工事担当課に直接確認しないこと。
工事担当課に直接確認したい内容がある場合は、契約管財課に申し出ること。

11 落札候補者の決定方法

- (1) 予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低価格で入札をした者を落札候補者として決定する。
- (2) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじで落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者の決定後、電子入札システムにより、全ての入札参加者に保留通知書(事後審査のため、入札結果を保留した旨の通知)を送信する。

12 資格審査

落札候補者は、資格審査に必要な追加書類を次のとおり提出しなければならない。提出がない場合、また、審査の結果、入札参加資格がないと認めるときは、予定価格と最低制限価格の範囲内で入札をした他の者のうち最低価格で入札した者が提出しなければならない。

この場合の提出期日等については、契約管財課から別途連絡するものとする。

- (1) 提出書類 配置予定現場代理人及び配置予定技術者名簿(様式4)
- (2) 提出場所 香南市役所 契約管財課 入札契約係

- (3) 提出期限 令和8年5月18日(月)16時00分まで
ただし、積算疑義の申立てがあったときは、疑義の結果の公表後に契約管財課から資格審査の提出期限について別途連絡する。
- (4) 提出方法 電子メールに様式4の電子ファイルを添付する方法又は書面の持参により提出すること。なお、書面による場合には押印が必要となるので注意すること。

13 落札者の決定

資格審査の結果、資格があると認めたときは、その者を落札者として決定するものとする。
落札者の決定後、電子入札システムにより、全ての入札参加者に落札者決定通知書を送信する。

14 入札保証金

免除する。

15 契約保証金

落札者は、契約締結にあたり、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、香南市建設工事電子競争入札心得(以下「電子入札心得」という。)第23条第1項ただし書以下に該当する場合は、この限りではない。

16 その他

- (1) 入札参加者は、あらかじめ「電子入札心得」及び「香南市建設工事電子競争入札心得の取扱いについて」を承知すること。
- (2) この工事の入札には、工事費内訳書の提出を求めるものとし、工事費内訳書の提出がなされない場合は失格とする。
- (3) この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成12年法律第104号)」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事となる。
- (4) 3の入札参加資格確認申請をした者が1者の場合でも入札を行う。
- (5) やむを得ない事由により、紙の入札書による入札を認められた場合の取扱いについては、別に定めるところによる。
- (6) この入札において提出された追加書類等は返却しない。また、提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。
- (7) 追加書類等の作成及び提出に係る費用は申請者の負担とする。
- (8) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、契約を解除するとともに虚偽の記載をした者に対して、指名停止措置を行うことがある。
- (9) 落札者は、配置予定現場代理人及び配置予定技術者名簿に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。原則として配置予定技術者の変更は認めない。
- (10) 当該工事の現場に常駐すべき現場代理人は、入札参加資格確認申請の日以前に申請者に採用されている者であること。原則として現場代理人の工事期間中の変更は認めない。また、建設業法で規定する経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者は、現場代理人となることはできない。
- (11) 落札者は、契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかを選択することとし、契約締結後の変更は認めない。
- (12) 税込みの請負金額が500万円以上となる場合は、工事实績情報システム(CORINS)への登録を義務付ける。
- (13) この公告に示した資格要件を満たさない者が行った入札及び香南市財務規則第97条の規定に該当する入札又は電子入札心得第11条各号に該当する入札は、無効とする。

- (14) 電子入札心得第12条各号に該当する入札は、失格とする。
- (15) 建設工事における格付けは、香南市ウェブサイトで公表している「令和8年度香南市建設工事競争入札参加資格者名簿(29業種ランク入)」で確認のこと。
- (16) この工事は、「香南市建設工事の予定価格に係る積算疑義申立手続に関する要綱」を適用するため、「1 入札に付する事項 (5) 予定工期」、「12 資格審査 (3) 提出期限」が変更になることがあります。